定数改善や兼務解消など、栄養教職員の負担軽減に関する項目

栄養教諭・学校栄養職員については、義務標準法による定数を基礎として、本府の定数状況を勘案の上、配置している。

　文部科学省では、平成２７年度概算要求において、共同調理場における栄養教諭等の配置充実として、配置基準の引き下げを含む、新たな定数改善計画（案）を策定するとともに、初年度分として、教育の質の向上やチーム学校の推進等に必要な２，７６０人の定数改善を計上したところ。府教育委員会としましては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られますよう求めていく。

　年度当初や年度中に予測できなかった欠員が生じた場合には、臨時的任用職員をもって充てているところ。

　正規栄養教諭の採用に関しては、今後の定数動向・再任用職員数等を踏まえ、新規採用者を確保していく。

　今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

栄養教諭・学校栄養職員の定数改善については、これまでも様々な機会を通じて国に要望をしてきたところですが、引き続き要望していきたい。

　また、加配措置を行っている学校に対しては、学校訪問を行っており、その際にも校内体制の整備や、市町村教育委員会のサポート体制等について、必要に応じて指導・助言を行っている。

　業務負担増とならないよう必要な措置を講ずること及び労働環境の改善に関する項目

府立支援学校の学校給食については、児童生徒の障がいの状況に応じた段階食や、多様なメニューが提供できるよう、必要な調理時に集中的に人員を配置するなど、柔軟な体制で効果的・効率的な運営を行うことが必要。この考えのもと、学校給食の充実を図るため、民間の活力を導入することとし、平成１６年９月から給食業務の民間委託化を実施している。

　また、安全・安心な給食を実施するためには、給食調理場を衛生的に保つことが必要であり、緊急性の高いものから施設設備の改修に努めている。今後とも、関係課と連携をしながら、適切な衛生管理に努めていきたい。

交野支援学校四條畷校の給食については、平成22年度の開校時から給食提供をするため、市立学校給食センターから提供を受けることとしたもの。

平成27年度に開校する新校については、自校調理方式としている。

　食物アレルギーに対するガイドラインの作成などの負担軽減に関する項目

物アレルギーを有する児童生徒への対応については、文科省からの通知を受け、平成２６年３月に再度、公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容について、周知徹底し緊急対応に努めるよう、通知をしたところ。

　今後ともガイドラインに基づき、各地域の実情も踏まえ対応していくよう、指導していきたい。

　食物アレルギーに関する研修については、７月に大阪府学校保健会と共催で学識経験者による講演や実演による研修会を実施したほか、６月に実施した学校給食主管課長会議や学校給食担当者連絡会において、あらためて周知を図ったところ。また、１２月には小中学校の学校給食担当者等を対象に、講演会を実施したところ。